

令和四年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項、第二十二条の二第一項、第二項第九号、第三項第三号及び第十七項並びに第二十二条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを変換して得られる電気をいう。
- 二 再生可能エネルギー熱 再生可能エネルギー熱供給施設を用いて、高度化法施行令第四条第四号から第七号までに掲げるものから得られる熱をいう。
- 三 再生可能エネルギー発電施設 高度化法施行令第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを電気に変換する施設及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）をいう。
- 四 再生可能エネルギー熱供給施設 次に掲げるものをいう。
 - イ 高度化法施行令第四条第四号から第六号までに掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱として利用し又は供給するための施設
 - ロ 高度化法施行令第四条第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱源とする熱を利用し又は供給するための施設
 - ハ 前二号に掲げるものの附属設備（再生可能エネルギー熱の利用又は供給に欠くことのできないものに限る。）
- 五 地域脱炭素化促進施設等 地域脱炭素化促進施設及び法第二十二条の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

（地域脱炭素化促進施設）

第二条 法第二条第六項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電施設（高度化法施行令第四条第三号に掲げるものを電気に変換するものにあってはその出力が三万キロワット未満のものに限り、同条第四号に掲げるものを電気に変換するものにあっては同号に掲げるものの探査に係る調査のための掘削設備を含む。以下同じ。）
- 二 再生可能エネルギー熱供給施設
- 三 前二号に掲げるものに附帯する設備又は施設であって、蓄電池設備、蓄熱設備、水素を製造又は貯蔵する設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請）

第三条 法第二十二条の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面
- 四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面
- 五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得できると認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）
- 六 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第四条第七号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類
- 七 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- 八 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- 九 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類
- 十 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書
- 十一 前各号に掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画に別表の上欄に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類

（地域脱炭素化促進事業計画の記載事項）

第四条 法第二十二条の二第二項第九号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間
- 二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第五条 法第二十二条の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められること。
- 二 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第六条 法第二十二條の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- 二 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電氣に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- 四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。
- 五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- 六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

（地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表）

第七条 法第二十二條の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
 - 三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間
 - 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種別及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
 - 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
 - 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
 - 七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 2 計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- （地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）
- 第八条** 法第二十二條の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 一 地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類
 - イ 地域脱炭素化促進施設の整備
 - ロ イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
 - ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組
 - （1） 地域の環境の保全のための取組
 - （2） 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
 - 二 第三条第二項各号に掲げる書類
- （地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更）

第九条 法第二十二條の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
- 二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- 四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- 五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- 六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
- 七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月二八日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

別表（第三条関係）

行為	書類
----	----

法第二十二條の二第四項第一号に掲げる行為（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の一による書類及び温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第第三十五号）第一条第二項各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第一号に掲げる行為（温泉法第十一条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の二による書類及び温泉法施行規則第六条第二項各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第二号に掲げる行為	別記様式第二の三による書類並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第四条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第三号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の四による書類及び森林法施行規則第五十九条第二項に規定する図面
法第二十二條の二第四項第三号に掲げる行為（森林法第三十四条第二項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の五による書類及び森林法施行規則第六十一条に規定する図面
法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の六による書類及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第三十条各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の七による書類及び農地法施行規則第五十七条の四第二項各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の八による書類並びに自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号）第十条第二項各号に掲げる図面及び第三項各号に掲げる事項を記載した書類
法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）	別記様式第二の九による書類及び自然公園法施行規則第十条第二項各号に掲げる図面
法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為	別記様式第二の十による書類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書
法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第二の十一による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第第三十五号）第五条の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面
法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第二の十二による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十一の五第二項において準用する第五条の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面
法第二十二條の二第四項第九号に掲げる行為	別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面

別記様式第1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係）

別記様式第1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係）

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所
氏 名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
 - 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-

(別紙)

地域脱炭素化促進事業計画

1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電 話 番 号： E-mailアドレス： 担 当 者 名：	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電 話 番 号： E-mailアドレス： 担 当 者 名：	

(注)1 共同申請者が2者以上存在する場合にあつては、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 個人の場合であつて、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量	t-CO2
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの吸収の量の見込量	t-CO2
その他地域脱炭素化促進事業に係る目標	

3 地域脱炭素化促進施設の整備の内容

(1)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

①再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設(附属設備を除く。)

番号	施設の 種類	出力 (kW)／ (MJ／h)	年間発電電 力量(kWh) ／年間熱供 給量(MJ)	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又は 名称	備考
							登記簿	現況				
i												
ii												
iii												

(注)1 「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。)第4条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

<参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)(抄)>

第4条

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力

七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの((中略)化石燃料を除く。)をいう。)

2 「氏名又は名称」欄には、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。

3 「8 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

[illegible]

2 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。

3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

[illegible]

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附帯設備・施設については、附帯設備・施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附帯設備・施設を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。
- 2 「氏名又は名称」欄には、附帯設備・施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備・施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設が稼動し、発電又は熱供給が可能な状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間

番号	施設の使用期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)(1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。

(4)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を用いて得られた電気又は熱の供給先

--

- (注)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電施設の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(1)地域の脱炭素化のための取組の内容

--

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2)地域の脱炭素化のための取組の整備の内容等

①地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種 類・用途等	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況				
ア											
イ											
ウ											

(注)1 (2)は、地域の脱炭素化のための取組を実施するために施設の整備が必要である場合に記載すること。

2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

3 「氏名又は名称」欄には、地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。

4 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

(注)1 (2)①の施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に記載した者に含まれない場合に記載すること。

2 (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

3 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

④地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の使用期間

番号	使用期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

5 地域脱炭素化促進施設等の整備及びこれと一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

6 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1)地域の環境の保全のための取組の内容

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。

2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかにについて具体的に記載すること。

(2)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(農林漁業の健全な発展に資する取組を含む。)

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。

2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかにについて具体的に記載すること。

7 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(1)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用並びにそれらの算定方法

撤去及び処分費用	算定方法

(2)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注)1 「確保の方法」欄には、地域脱炭素化促進施設等の整備を行う者による地域脱炭素化促進施設等の撤去に要する費用の確保の方法(資金の積立て等)を記載すること。

2 地域脱炭素化促進施設等が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に3(1)①から③まで、及び4(2)①の各施設等の対応する番号を記載すること。

(3)土地等の原状回復等

--

(注)1 地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間で決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

2 添付書類として、地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

8 特例措置に関する事項(別記様式第2の1～別記様式第2の13)

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (2) 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (4) 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (5) 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (7) 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (9) 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (10) 河川法(昭和39年法律第167号)第23条の2(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (11) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (12) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (13) 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。)内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 4(2)①を記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類(認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為(農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。)を記載する場合を除く。)
- (7) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

- (8) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。)が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあつては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
 - (9) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
 - (10) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。以下同じ。)に係る手続の実施状況を示す書類
 - (11) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書
-

(別表1)
地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の種類	必要な資金の額			調達方法					備 考
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計(①+ ②+③+④)	
i										
ii										
iii										
合 計										

- (注)1 (別紙)の3①～③までの地域脱炭素化促進施設の番号と対応するように記載すること。
2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。
4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)
預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(1) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法((2)の場合は除く。)

(単位：千円)

取組内容	実施者	必要 資金の額	調達方法							備 考
			① 申請者による資金	② 申請者以外による資金	③ 地域脱炭素化促進事業による売電等の収益	④ 借入金	⑤ 補助金等	⑥ その他	合 計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥)	
合 計										

(注)1 取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれ記載すること。
2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。
3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の種 類・用途 等	実施者	必要な資金の額			調達方法							備 考
			①設 備 投 資 額	②初年度 の運転資 金額	合 計 (①+②)	①申 請 者 に よ る 資 金	②申請者 以 外 に よ る 資 金	③地 域 脱 炭 素 化 促 進 事 業 に よ る 売 電 等 の 収 益	④借入金	⑤補 助 金 等	⑥その他	合 計 (①+ ②+③+④ +⑤+⑥)	
ア													
イ													
ウ													
合 計													

- (注)1 (別紙)の4(2)①の整備の内容の番号と対応するように記載すること。
- 2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。
- 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
- 4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

別記様式第2の1

別記様式第1 別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

温泉法第3条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号)関係

温泉法第3条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 又は 名 称	
温泉掘削地の所在、地番及び地目		
温泉掘削地付近の状況		
湧出路の口径		
湧出路の深さ		
工事の施行方法		
主要な設備の構造		
主要な設備の能力		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「温泉掘削地の所在、地番及び地目」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。)
- (2) 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (7) 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

別記様式第2の2

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

温泉法第11条第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号)関係

温泉法第11条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 又は 名 称	
増掘又は動力装置の場 所		
増掘又は動力装置の場所の付近の状況		
温泉の現状	湧 出 量	
	温 度	
	成 分	
	湧出路の口径	
	湧出路の深さ	
増掘する場合	増掘後の口径	
	増掘後の深さ	
	工事の施行方法	
	主要な設備の構造	
	主要な設備の能力	
動力を装置する場合	動力装置の種類	
	動力装置の出力	
	動力装置の詳細	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注) 1 「増掘又は動力装置の場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。)
- (2) 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第2項において準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

別記様式第2の3

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

森林法第10条の2第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第2号)関係

森林法第10条の2 第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 又は 名 称	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積		
開発行為の着手予定年月日		
開発行為の完了予定年月日		
備 考		

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合(法第22条の2第4項第1号及び第3号から第9号までに掲げる行為に係る場合を除く。)にあつては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

別記様式第2の4

別記様式第2の4

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

森林法第34条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号)関係

森林法第34条第1項の特例の適用を受けようとする者の氏名又は名称									
保安林の指定の目的									
森林の所在場所		森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市 郡	町 村	大字 番	住所 氏名又は名称						
						ha(m ³)			

- (注)1 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 「森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 3 「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 4 「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 5 「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。
- 6 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 7 「伐採の期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 8 「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法(昭和26年法律第249号)第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と記載すること。
- 9 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
- (2) 伐採跡地について行う植栽の時期

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

保安林の境界線及び当該行為に係る区域(皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。)を明示した図面(添付する図面の様式は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。)

別記様式第2の5

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号	
------------------------------	--

森林法第34条第2項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号)関係

森林法第34条第2項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 又は 名 称	
森林(土地)の所在場所		市 町 郡 村 大字 字 地番
保安林の指定の目的		
行 為 の 方 法		
期間	始期	
	終期	
備考		

- (注)1 行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合にあつては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 4 「森林(土地)の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面(添付する図面の様式は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。)

別記様式第2の6

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

農地法第4条第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所	
2 施設の種類の				
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名	
	計	筆	m ² (田	m ² 、畑 m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで		
		施設の種類の	棟数	建築面積 所要面積
	土地造成			m ²
	建築物			m ²
	小計			
	工作物			
	小計			
	計			
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要				

- (注)1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄附行為の写し(別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。)又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

別記様式第2の7

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

農地法第5条第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所				
	譲 受 人							
	譲 渡 人							
2 施設の種類の								
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合				
				権利の種類及び内容	権利者の氏名			
	計	筆	㎡(田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)		
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権 利 の 設 定・移転の時期	権利の存続期間				
5 転用の時期	工事計画	着工	年	月	日から	年	月	日まで
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積			㎡
	土地造成							㎡
	建築物							㎡
	小計							
	工作物							
	小計							
6 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の排除施設の概要								

(注)1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 譲渡人が2人以上存在する場合にあっては、1及び3の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 譲受人が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し(別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。)又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(表1)別記様式第2の7中、「1 当事者の氏名及び住所」の欄

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2)別記様式第2の7中、「3 土地の所有者の氏名等」の欄

土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名
計	筆	m ² (田	m ² 畑	m ² 採草放牧地 m ²)

(注)本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

別記様式第2の8

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号	
------------------------------	--

自然公園法第20条第3項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号)関係

自然公園法第20条第3項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名)	
国立・国定公園名		
目 的		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
行為の内容	工作物の新改増築	
	木竹の伐採	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3 「工作物の新設増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積、伐採本数を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 11 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 12 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法(昭和32年法律第161号)の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(添付書類)

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条各号に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図

- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) 行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
- ① 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
 - ② 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ③ 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - ④ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- (7) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
-

別記様式第2の9

別記様式第2の9

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

自然公園法第33条第1項の特例措置
 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号）関係

自然公園法第33条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 （法人等にあつては、名称及び代表者氏名）	
国立・国定公園名		
目 的		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
行為の内容	工作物の新改増築	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な

事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- 3 「工作物の新設増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 11 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法(昭和32年法律第161号)の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

別記様式第2の10

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号	
------------------------------	--

河川法第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の特例
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号）関係

河川法第23条の2の特例の適用を受けようとする者（申請者）	住 所	
	氏 名	
河川の名称		
発電施設の名称及び位置		
従属元水利使用の許可を受けた者等		
取水口、注水口又は放水口の位置		
取水量等		
水利使用の期間		
工 期		
河川法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可の手續の実施状況		☐ 河川法第24条の許可の手續を行っている。 ☐ 河川法第26条第1項の許可の手續を行っている。 ☐ 河川法第27条第1項の許可の手續を行っている。

- （注）1 「河川法23条の2の特例の適用を受けようとする者（申請者）」欄については、当該者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「従属元水利使用の許可を受けた者等」欄については、河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2の登録に係る流水の占用に係る発電のために利用する同条に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。
- イ 河川法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- ロ 河川法施行令（昭和40年政令第14号）第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称
- 3 「取水量等」欄の記載については、次のとおりとすること。
- （1）取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。
 - （2）最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - （3）取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量を併せて記載すること。
 - （4）その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 4 「河川法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可の手續の実施状況」欄の記載については、当該申請に関連し、河川管理者に申請している河川法に係る手續について該当する□にレ印を付すこと（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項第9号に規定する書類と整合を図ること。）。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 申請者が河川法第23条の4第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面

(2) 次に掲げる者の同意書の写し

①申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について河川法第23条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

②申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する河川法施行令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

(3) 次に掲げる事項を記載した図書

①水利使用に係る事業の計画の概要

②使用水量の算出の根拠

(4) 当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有に関する河川法第23条の許可に関する次に掲げる事項を記載した書面

①水利使用の目的

②許可水量

③許可期間

④取水口又は注水口の位置

⑤許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

(5) 河川法第26条第1項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書

(6) その他参考となるべき事項を記載した図書

別記様式第2の11

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号)関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

- (注)1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
- (1)設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
- (2)設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、

補修等の計画も記載すること。

- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 熱回収施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設をいう。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
 - (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
 - (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
 - (4) 熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類(バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。)
-

別記様式第2の12

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号)関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

- (注)1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
- (1)設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
- (2)設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、

補修等の計画も記載すること。

- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 熱回収施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設をいう。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
 - (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
 - (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハマまでに掲げる事項を記載した書類
 - (4) 熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けていることを証する書類(バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。)
-

別記様式第2の13

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号）関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
指定区域の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行方法		
土地の形質の変更の内容		
地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先		
土地の形質の変更の着手予定日		
土地の形質の変更の完了予定日		
備 考		

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- (2) 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- (3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- (4) 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- (5) 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- (6) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (7) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (8) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

別記様式第3(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係)

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。